

別表													
項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)		(お) 担当	(か) 決定	(き) 利用停止請求に係る 保有個人情報	(く) 利用停止を行わない理由	(け) 異議申立て 年月日	(こ) 異議申立ての趣旨及び理由	(さ) 実施機関の主張	
1	平成24年度 諮問受理第 85号	平成24年12 月5日付け 大生総第 171号	平成24年9 月28日	利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	利用停止を求める箇所 (市民の声回答上「本人に聞くなど丁寧に欠いた」 神経症は、6・7 除外 (法律上規定欠く)・ 医師法違反強要(当区) 当人レセプト・医療要否意見書を証拠内とする。) 求める措置の内容(消去)	生野区役所 総務課	平成24年10 月26日付け 大生総第 137号 利用停止不承認	通知書A・B・Cに係る公益通報処理報告書	利用停止請求に係る保有個人情報は、大阪市公正職務審査会から職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(以下「公正職務条例」という。)第6条第3項の規定に基づき、公益通報に係る調査を行う必要があると認められるとして大阪市長あてに出された通知を受けて、本市の機関及び本市職員等が公正職務条例第7条第2項の規定に基づいて調査に協力したものである。 したがって、前述の調査において収集した本人以外からの個人情報は、大阪市個人情報保護条例第6条第3項第1号に該当するものであり、大阪市個人情報保護条例第36条第1項各号のいずれにも該当しないため、請求に応じることはいできない。	平成24年11 月5日	処分の取り消し求める。 ※通知上、③ア「診療中」規定第12章除外の「神経症」を当てる。 法令反する事実行為(原課実施)。 ※「法令通知集」内、当区実施可欠く。 条例解釈誤っている。「診療状況照会書」は非合法書面。本市独自書面。 法令基つかず、大健福第6151号参照。	保護条例第6条第3項について 本件情報1及び本件情報2は、公益通報に係る調査を行うため、生活保護の担当職員からの聞き取り等により作成したものであり、公正職務条例第7条第2項の規定に基づくものであるから、保護条例第6条第3項第1号に該当する。 したがって、実施機関が保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。	
2	平成26年度 諮問受理第 96号	平成26年10 月24日付け 大生総第 149号	平成26年8 月11日	大生総第137号「利用停止不承認」件 ※「公益通報」通知書ABC H24. 12／5 諮問 生活保護法第50条不明示	利用停止を求める箇所 (本人以外からの収集 ※行政指導に従え「法第50条」) 求める措置の内容(消去)	生野区役所 総務課	平成26年8 月21日付け 大生総第 114号 利用停止不承認	通知書A・B・Cに係る公益通報処理報告書	利用停止請求に係る保有個人情報は、大阪市公正職務審査会から職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(以下「公正職務条例」という。)第6条第3項の規定に基づき、公益通報に係る調査を行う必要があると認められるとして大阪市長あてに出された通知を受けて、本市の機関及び本市職員等が公正職務条例第7条第2項の規定に基づいて調査に協力したものである。 したがって、前述の調査において収集した本人以外からの個人情報は、大阪市個人情報保護条例第6条第3項第1号に該当するものであり、大阪市個人情報保護条例第36条第1項各号のいずれにも該当しないため、請求に応じることはいできない。	平成26年8 月29日	大情審査答申第272号別表1の市民の声回答5点中「市民の声No. 0967-10056-001-01」生活保護手帳P.338「精神医療取扱要領」判定6・7貼る主張は、社援第1533号「不」(非公開)件相違有。「社発第727号」第2・第7「精神医療取扱要領」規定中「神経症」欠如。 大生保生第547・604・624号「不非公開(「神経症」規定欠如・「神経症」該当資料欠如)、件は、大情審査答申第332号「件」・大個審査答申第57号「大生支第470号」不非開示件有。「自立支援医療」申請欠如する異議申立人。(「他法活用検討依頼通知」欠如＝大健福第1916・1918・3954・3955号「公」件私の分欠如具体化有)	保護条例第13条第3項について 本件情報1及び本件情報2について、公益通報事務の目的の達成に必要な範囲を超えて保有している事実はない。 したがって、実施機関は保護条例第13条に違反して個人情報を保有していない。	
3	平成27年度 諮問受理第 240号	平成27年12 月14日付け 大福祉第 3304号	平成26年11 月14日	大健福第6054・1098号「○○」件(発行適正) ※「他法活用検討依頼通知」欠くのを誤り主張する○○。 (神経症は、神経症障害示すもの○○件)	利用停止を求める箇所 (全文) 求める措置の内容(消去)	福祉局保護課	平成26年12 月12日付け 大福祉第 3101号 利用停止不承認	大健福第6054・1098号「○○書面」の件(発行適正)	当該文書については、実施機関の見解を示しているものであり、大阪市個人情報保護条例第6条1～3項、第7条第1項、第10条第1項、第13条第3項の規定に違反していないため。	平成26年12 月22日	「適否」判断していない大情審査答申第345号第5「審査会の判断」有り、又、答申第332号「大健福第6515号」(「想像(○○)・思い込み(○○)」○○CWH 20. 3／26発行件(法令除く場合)①イ)、大福祉第「市民の声」否認・否定する福祉局の「○○」件妥当扱う。 大福祉第3281号「市民の声6点○○回答」・大政第e-43号「市民の声12点」等々。 答申第272号「障害者自立支援法」、又、職員基本条例の案件は、答申第332号欠く。 局は、「的確」主張する○○・「不的確」主張する○○の逆説逆論続行。	保護条例第6条第1項について 本件情報3及び本件情報4は、そもそも生活保護担当との間で生じていた問題を、局内職員の服務を担当する人事・勤務条件担当に解決を求めて異議申立人自らが申し出たことから作成された文書であり、実施機関が事務を遂行する上で必要であると認められる個人情報の範囲内で、法規に適合し、かつ、社会通念に照らして是認できる手段により収集されたものであると認められることから、同項に違反しない。 保護条例第6条第2項について 本件情報3及び本件情報4には、そもそも保護条例第6条第2項で原則として収集禁止と規定されている「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」が含まれているとは認められなかったため、同項に違反しない。 保護条例第6条第3項について 本件情報3及び本件情報4は、異議申立人が局内職員の服務に関する事務を担当する人事・勤務条件担当に対して調査を求めたことがきっかけとなって作成された文書であり、本人以外の者から個人情報を収集することについて、保護条例第6条第3項第2号の「本人の同意があるとき」に該当するため、同項に違反しない。	
4	平成27年度 諮問受理第 241号	平成27年12 月14日付け 大福祉第 3306号	平成27年1 月13日	大健福第6054・1098号「○○」件(H22. 5月作成) ※大情審査答申第294号「適切or不適切」使い分け。	利用停止を求める箇所 (全文) 求める措置の内容(消去)	福祉局保護課	平成27年2 月2日付け 大福祉第 3729号 利用停止不承認	大健福第6054・1098号「○○書面」の件(H22. 5月作成)	当該文書については、実施機関の見解を示しているものであり、大阪市個人情報保護条例第6条1～3項、第7条第1項、第10条第1項、第13条第3項の規定に違反していないため。	平成27年2 月9日	○○CW 生活保護法第64条違反する法第25条2項違反。 〃第4条〃法第50条違反。 ※大福祉第4515号「不」件(答申第366号)左記は、答申第272号の審査会見解示す。 「ICD-10」(答申第316・332・345号) 大生支第113号「不」件は、個人情報保護条例決定欠き、6・7追記違反示す。 「他法活用検討依頼通知」欠く私(異議申立人)は、個人情報欠く。(大生保生第1262・935・950・1039・1398・16号「不非開示」件等々) (6・7追記理由欠く) 答申第272・366、316号・332号・345号(大個審査答申第57号	保護条例第7条第1項について 実施機関は、本件情報3及び本件情報4を異議申立人から収集したものではないため、保護条例第7条第1項に違反しない。 保護条例第10条第1項について 実施機関において事務の目的の範囲を超えて本件情報3及び本件情報4を利用した事実はない。また、本件情報3及び本件情報4については、異議申立人からの保護条例に基づく、個人情報開示請求を除き、実施機関以外のもに提供した事実はない。保護条例に基づく目的外提供は、「法令等に定めがあるとき」(保護条例第10条第1項ただし書第1号)に該当するため、同項に違反しない。 保護条例第13条第3項について 実施機関は、本件情報3及び本件情報4を局員の人事・服務に関する事務の目的を超えて保有しておらず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しているため、同項に違反しない。	
5	平成24年度 諮問受理第 82号	平成24年11 月29日付け 大生保生第 934号	平成24年9 月28日	診療状況照会書(平成20年3月26日分)の「○○診療所」について。 ※本人不知の照会 大健福第4419・6054・1098号明示。	利用停止を求める箇所 (神経症は、6・7 貼 り付け違法) 求める措置の内容(消去)	生野区役所 保健福祉課 (生活支援)	平成24年10 月26日付け 大生保生第 758号 利用停止不承認	平成20年3月26日付け照会に対する「診療状況回答書」(○○診療所分)	訂正請求された保有個人情報は、他法他施策の活用の原則など、生活保護の適正な実施のために、生野区保健福祉センターが平成20年3月26日付けて主治医に「診療状況について」照会を行い、大阪市個人情報保護条例第6条第3項第1号の定めに基づき収集したものであり、大阪市個人情報保護条例第36条第1項各号にいずれも該当しないため。	平成24年11 月5日	処分の取り消し求める。 条例第13条「最新の状態」欠いていた。 通知上、③ア「診療中」規定→(未診不知の答弁) 大生保生第696号の記載は、行政指導。※下記共に、大健福第4419号有 条例解釈誤り、「診療状況照会書」は、非合法書面(本市独自作成) 条例第6条1項「法令に基づく」に当たらず。又、「嫁働能力」照会目的に有る。 ①※病名「抑うつ状態」に無い。6ヶ月以降は、診断無効。(又、第12章の除外に有る。)	保護条例第6条第3項について 本件情報5は、生活保護事務における他法他施策活用原則に基づき、生活保護法の規定により異議申立人の主治医に照会し、回答を得たものであるから、保護条例第6条第3項第1号に該当する。 したがって、実施機関は保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。	

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)		(お) 担当	(か) 決定	(き) 利用停止請求に係る保有個人情報	(く) 利用停止を行わない理由	(け) 異議申立て年月日	(こ) 異議申立ての趣旨及び理由	(さ) 実施機関の主張
				利用停止請求に係る保有個人情報の取り扱い事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	利用停止請求の趣旨	利用停止請求の理由						
6	平成25年度諮問受理第100号	平成25年11月15日付け大生保生第954号	平成25年8月16日	利用停止請求に係る保有個人情報の取り扱い事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項 〇〇診療所の診療状況の回答書（大生保生第696号等有） （医師は、通院している診療から、診断所見出来る→通院有＝レセ有 〃無＝レセ無（関係法＝医師法・障害者自立支援法の原則「通院中」規定）	利用停止を求める箇所（消去請求は、全消去を求める為、補正不要。） 求める措置の内容（消去）	【補正後の内容】 診療状況照会書（略）発行する担当理由欠く為、使用不可。 大生生第568・569号「理由説明書」より、囑託医ら、専門家関与欠くのは、社発第727号・社保第117・194号被るのみならず、職員が医学を判断した6・7貼り付けの不法。末通院は、診断無い事実より、活用不可。	平成25年9月11日付け大生保生第707号 利用停止不承認	〇〇診療所の診療状況の回答書	利用停止請求された保有個人情報は、他法他施策の活用の原則など、生活保護の適正な実施のために、生活保護法第50条第1項及び指定医療機関医療担当規程第7条に基づき生野区保健福祉センターが平成20年3月26日付けで主治医に「診療状況について」照会を行ったものであり、大阪市個人情報保護条例第6条第3項第1号に違反して収集したものではないため。	平成25年10月21日	大個審査申第57号基づく、以降の「不」非開示全点より、処分の取り消しを求める。 大生保生第609号「開」（レセプト存在分） 大生総第52（82）号（レセプト無い主張） 通知書A「通院無い為～不要」主張有。 通院無い異議申立人の場合を根拠不明「社援保発第0324号」反す。 生活保護法・障害者自立支援法は、治療中利用活用規定。 大生保生第579・684号「不」非公開・大福祉第2026号「不」非公開法第50条を適応事例欠如より、法第50条1項主張矛盾。 ③ア・④ア（通知上）を適応事例欠如より主張矛盾。 大生保生第555・556・557・558・589号「理由説明書」「意見書」（10/21提出分含むⅠ～Ⅵや全点10/2までの分）添付。	保護条例第6条第3項について 本件情報6は、生活保護事務における他法他施策活用原則に基づき、生活保護法の規定により異議申立人の主治医に照会し、回答を得たものであるから、保護条例第6条第3項第1号に該当する。 したがって、実施機関は保護条例第6条第3項に違反して個人情報を収集していない。
7	平成24年度諮問受理第109号	平成25年3月29日付け大福祉第4823号	平成24年11月15日	大健福第6054・1098・2207号→4090号4件（異議申立人レセプト「神経症」は、第12章除外。大健福第4419号「末診は発行せず」・大健福第4090号）	利用停止を求める箇所（大健福第1916・1918号 除外者を他法他施策の活用照会不可。末診の稼働能力照会不可（Ⅱ－3）大健福第6152号） 求める措置の内容（消去）	レセプト不存在（末診）の為、医師法第20条基づく、医療担当規定第7条「診療中」の除外	平成24年12月19日付け大福祉第3375号 利用停止不承認	大健福第6054・1098・2207号・4090号 4件	当該文書については、実施機関の見解を示しているものであり、大阪市個人情報保護条例第6条第1～3項、第7条第1項、第10条第1項、第13条第3項に違反していないため。	平成25年2月5日	処分の取り消しを求む。条例自体の基礎知識欠いている。※大福祉第802号・大生保生第251号＝職員個人の私見で、有る。「レセプト不存在」（当時） ※〇〇職員→〇〇職員の記録作成に私（異議申立人）除外している。 私（異議申立人）から聞き取り記録じゃない。市民→担当職員を規定	保護条例第6条第1項について 本件情報7は、異議申立人に係る情報公開事務及び個人情報保護事務を遂行する上で必要であると認められる個人情報の範囲内で、法規に適合し、かつ、社会通念に照らして是認できる手段により収集されたものであることから、同項に違反しない。 保護条例第6条第2項について 本件情報7は、そもそも保護条例第6条第2項で原則として収集禁止と規定されている「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」が含まれているとは認められなかったため、同項に違反しない。 保護条例第6条第3項について 本件情報7は、本人から収集したものであるため、その性質上同項に違反しない。 保護条例第7条第1項について 本件情報7は、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を収集する場合に該当するが、所定の請求書様式により収集しており、あらかじめ異議申立人に対し、当該個人情報に係る当該事務の目的を明示しているので、その性質上同項に違反しない。 保護条例第10条第1項について 本件情報7は、情報公開事務及び個人情報保護事務の目的の範囲を超えて利用及び提供を行っておらず、同項に違反しない。 保護条例第13条第3項について 実施機関は、本件情報7を情報公開事務及び個人情報保護事務の目的を超えて保有しておらず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しているため、同項に違反しない。
8	平成25年度諮問受理第50号	平成25年5月20日付け大総務監第25号	平成25年3月15日	公益通報報告書、公益通報処理報告書、審議資料、供覧文書及び会議要旨のうち通知書A・B・Cに関する部分（大総務監第91号取得から、異議申立て期間後、知る）	利用停止を求める箇所（※別のファイル上に混入していた） 求める措置の内容（消去）	別添資料全部（交付一部）に基づき、公正欠くのは、明らかで有る。	平成25年4月15日付け大総務監第7号 利用停止不承認	公益通報報告書、公益通報処理報告書、審議資料、供覧文書及び会議要旨のうち通知書A・B・Cに関する部分	本件利用停止請求に係る保有個人情報である「公益通報報告書、公益通報処理報告書、審議資料、供覧文書及び会議要旨のうち通知書A・B・Cに関する部分」（以下「本件対象情報」という。）は、公益通報に係る情報であるが、公益通報制度とは、本市職員等の職務の執行に関する事実であって違法又は不適正なものについて、広く通報を受け付け、事実調査を行い、是正を図るとともに、通報者の保護を図るものであり、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（以下「条例」という。）により定められた制度である。本件対象情報については、本人から収集した情報以外のものも含まれているが、条例第6条及び第7条の規定に基づく調査等により収集したものであることから、大阪市個人情報保護条例第6条第3項第1号の法令等に定めがある時に該当するため、利用停止を行わない。	平成25年4月22日	処分の取り消しを求める。証拠物件「不」決定有。レセプト着手する規定をレセプト「不」での引用不可能。 但し、法第29条示す、※1－4（3）基づく、（2）④イ寄る④ア（③ア） ◎国の指導を示す「社援第3239号」は、③ア・④ア除外。「社援保発第0330001号」 大生保生第429号（理由説明書「大生保生第825号」）は、大生保生第251号相違。 大生保生第758号（理由説明書不交付）は、大福祉第4514号否認。☆社援第3239号 ※は、「同意書」添付規定の為、本人同意を回答医師が通常は、思う。＝私の場合は、「同意書」添付欠く。	保護条例第6条第3項について 本件情報8は、公益通報に係る情報であるが、公益通報制度とは、本市職員等の職務の執行に関する事実であって違法又は不適正なものについて、広く通報を受け付け、事実調査を行い、是正を図るとともに、通報者の保護を図るものであり、公正職務条例により定められた制度である。 よって、本件情報8には、本人から収集した情報以外のものも含まれているが、公正職務条例第6条及び第7条の規定に基づく調査等により収集したものであることから、「法令等に定めがあるとき」（保護条例第7条第1項第1号）に該当し、同項に違反しない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)			(お) 担当	(か) 決定	(き) 利用停止請求に係る保有個人情報	(く) 利用停止を行わない理由	(け) 異議申立て年月日	(こ) 異議申立ての趣旨及び理由	(さ) 実施機関の主張
				利用停止請求に係る保有個人情報の名称及び内容その他保有個人情報の特定するに足りる事項	利用停止請求の趣旨	利用停止請求の理由							
9	平成25年度諮問受理第11号	平成25年4月3日付け大市民第6011号	平成24年9月28日	大市民第6121号（個人情報収集欠く）法第50条適用事例「不存在」「指導」事実無い。※通知書大市民第6058号内→6090号・6107号。大生保生第794・825号Ⅱ第792号	利用停止を求める箇所（誰の事か不明を異議申立人の個人情報としている。）求める措置の内容（消去）	神経症は、除外。第12章世界分類コート不存在決定通知多数有（大健福・大福祉・大生保生 大健こ・大市民）乳癌治療副作用否定する証拠無い「不存在」	大阪市人権啓発・相談センター	平成24年10月29日付け大市民第6133号 利用停止不承認	自立支援医療適用に係る行政行為について	弁護士相談記録のまとめであり、処理内容（回答要旨）に記載されている内容については、人権相談事業における弁護士による法的助言業務を遂行するにあたっての弁護士の見解を示しているものであるため。	平成24年11月5日	処分の取り消しを求める。該当せず。異議申立人を承知しての本件決定は、極めて悪質行為。弁護士見解等欠く。条例第36条に該当せず。大市民第6090・6107・6029・6071号他より、当然の法理に当たらず。法律自体「不明」である。6058号内、〇〇弁護士記録票は、「私」＝※私的見解	保護条例第6条第1項について人権相談を行う上で必要であると認められる個人情報の範囲内で、法規に適合し、かつ、社会通念に照らして是認できる手段により本件情報9は収集されたものであることから、保護条例第6条第1項に違反しない。 保護条例第6条第2項について本件情報9は、そもそも保護条例第6条第2項で原則として収集禁止と規定されている「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報が含まれているとは認められなかったため、保護条例第6条第2項に違反しない。 保護条例第6条第3項について本件情報9は、異議申立人が人権相談を受けた際の相談内容が記載されており、異議申立人本人から直接収集しているものであるため、保護条例第6条第3項に違反しない。 保護条例第7条第1項について実施機関の依頼を受けた弁護士が異議申立人が口頭により個人情報を収集しており、書面により収集したものでないため、保護条例第7条第1項に違反しない。 保護条例第10条第1項について本件情報9について、人権相談業務の目的の範囲を超えて実施機関の内部で利用した事実、及び異議申立人からなされた保護条例第17条第1項に基づく保有個人情報の開示請求による場合を除き、実施機関以外のものに提供した事実はないため、実施機関が保護条例第10条第1項に違反しない。 保護条例第13条第3項について実施機関は、本件情報9を人権相談業務の事務の目的を超えて保有しておらず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しているため、保護条例第13条第3項に違反しない。
10	平成27年度諮問受理第231号	平成27年12月11日付け大市民啓第136号	平成26年9月11日	大市民第6121号「〇〇書面」件（大市民第6139・6167号後作成だが、1440号「不非開示件」より作成経路不明とある）	利用停止を求める箇所（全文）求める措置の内容（消去）	事実関係欠如する不明確な作成書面「〇〇」主張が、大生支第470号「不非開示」件（H22. 2／17）相違。	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年10月14日付け大市民啓第100号 利用停止不承認	自立支援医療適用に係る行政行為について	自立支援医療適用に係る行政行為については、弁護士相談記録のまとめであり、大阪市個人情報保護条例第6条第1～3項及び第13条に違反していないため。	平成26年10月23日	処分の取り消しを行い、越権行為の〇〇主張（まとめ）「大市民第6121号」本件の消却せよ。利用目的は、無い、大個審査第57号件等々有。「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員（嘱託医師）要綱」大生支第470号「不非開示」件（H22. 2／17）を否定する権限が、弁護士は無く、市民局が、行政不服審査法否定する職権無い。個人情報保護条例の決定事項相違する福祉局（当時、健康福祉局）と市民局「本件」である。但し、権限有すのは、保護課。	保護条例第6条第1項について人権相談を行う上で必要であると認められる個人情報の範囲内で、法規に適合し、かつ、社会通念に照らして是認できる手段により本件情報10から本件情報12は収集されたものであることから、保護条例第6条第1項に違反しない。
11	平成27年度諮問受理第260号	平成27年12月15日付け大市民啓第154号	平成26年11月14日	大市民第6121号「〇〇」件（当てはまらない主張）[医師指導は、実際存存しない不件①②④不可]※当てはまらないのを適用指導する違反（〇〇）	利用停止を求める箇所（全文※答申事案との整合性欠く）求める措置の内容（消去）	市民の声No.、1410-20063-001-01（H26. 9／30）実際存在しないものを弁護士や職員は、扱えない為、裁量権欠く。大福祉第2628号「不非開示」件・大生保生第1066号「不非開示」件答申事案「不」件（①～④前左記示す）	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年12月11日付け大市民啓第184号 利用停止不承認	自立支援医療適用に係る行政行為について	自立支援医療適用に係る行政行為については、弁護士相談記録のまとめであり、大阪市個人情報保護条例第6条第1～3項及び第13条に違反していないため。	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）→生活保護法第4条違反。（答申第316号調査資料）→大政第188・e-358号「（重度かつ継続する高額治療者規定する「I C D-10」認定基準）〇〇弁護士「不相当の対応」見解（市民の声No. 1101-12417-001-01・1101-12452-001-01〇〇回答）〇〇職員は、「自立支援医療」取り扱い（H20. 3）欠く承知の元で作成する共謀行為。※〇〇弁護士「大市民第6167号」（回答以上欠く）からも明白。	保護条例第6条第2項について本件情報10から本件情報12は、そもそも保護条例第6条第2項で原則として収集禁止と規定されている「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがある」と認められる事項に関する個人情報が含まれているとは認められなかったため、保護条例第6条第2項に違反しない。
12	平成27年度諮問受理第278号	平成27年12月24日付け大市民啓第180号	平成27年1月13日	大市民第6121号「〇〇」件（H23. 2月作成）※神経症扱う不法行為の元、通院欠他法除外	利用停止を求める箇所（全文）求める措置の内容（消去）	障害者自立支援法違反する他法活用根拠「実際存在しない」答申。大政第e-43号「H21～24年度福祉局回答12点」否認する不法行為。	大阪市人権啓発・相談センター	平成27年2月10日付け大市民啓第270号 利用停止不承認	自立支援医療適用に係る行政行為について	自立支援医療適用に係る行政行為については、弁護士相談記録のまとめであり、大阪市個人情報保護条例第6条第1～3項及び第13条に違反していないため。	平成27年2月19日	生活保護法第4条実施欠く、同法第25条2項交付欠いている異議申立人の「法令に基づく場合」の個人情報欠く為、市民局の偽証行為。（大市民第6014号「不」件）尚、通院欠く不相当な理由は、違反行為示す。（大市民第6121号の日本語トラブル）市民の声No. 1410-20063-001-01（H26. 9／30）法的根拠欠く回答。大生支第470号「不非開示」件（H22. 2／17）否定するもの欠く市民局。（大市民第6127号「不」件）障害者自立支援法否認する本件。※弁護士と職員の医師法違反事案（まとめ）（添付9点「不非開示」大生保生件）（医療は、医師資格者のみ判断する規定で、嘱託医有）本件は、個人情報保護条例第7条違反示す。（答申第272号）	保護条例第6条第3項について本件情報10から本件情報12は、異議申立人が人権相談を受けた際の相談内容が記載されており、異議申立人本人から直接収集しているものであるため、保護条例第6条第3項に違反しない。 保護条例第13条第3項について実施機関は、本件情報10から本件情報12を人権相談業務の事務の目的を超えて保有しておらず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しているため、保護条例第13条第3項に違反しない。
13	平成25年度諮問受理第113号	平成26年2月14日付け大市民第6233号	平成25年8月16日	大市民第6121号開示資料・Ⅱ6013・256号開示資料大市民第6016号とうり弁護士記録票との矛盾有る為、消去通院無いのに、Dr回答不可（医師法第20条）	利用停止を求める箇所（大市民第6058・61396167号「記録票」は、通院無い記載）求める措置の内容（消去）	市民の声No. 1319-20010-001-01・大生支第429号（医療対策回答）医師法第20条解釈欠く通院無く、他法他施の活用不可＝事実無い活用不可。※障害者自立支援法解釈欠くいている。	大阪市人権啓発・相談センター、市民局総務課（総務グループ）	平成25年9月17日付け大市民第6126号 利用停止不承認	大市民第6121号開示資料Ⅱ6013・256号開示資料	平成24年1月4日付け大市民第6121号、平成22年12月22日付け大市民第6013号、平成23年6月22日付け大市民第256号の開示資料については、保有個人情報の開示請求の対象文書として開示したものであって、大阪市公文書管理規程第29条で定められている文書分類表において保存年限が30年と定められており、必要な範囲を超えて保有しておらず、大阪市個人情報保護条例第13条第3項に違反していないため	平成25年10月21日	処分の取り消しを求める。30年保有する利用目的は、「レセプト無い」為、有り得ず不可能。市民の声No. 1101-12417-001-01・1101-12452-001-01（H23. 12／1）「謝罪」理由回答有。大市民第6133号「利用停止不承認」（弁護士見解）は、大市民第6139号「弁護士記録票」相違。個人情報とは、正確な情報を条文規定より、「特定出来ない」理由付却下決定する「大市民6104号」や6127号「不」非公開（保有資料欠如）は、まるで、職員の虚偽作り現す事施明白。「根拠」ある説明（3の市民の声回答上有）」無くば、不相当を〇〇弁護士見解。大市民第6139号以上は、大市民第6167号「開」（弁護士回答書）無い見解（弁護士）	保護条例第13条第3項について実施機関は、本件情報13を人権相談業務の事務の目的を超えて保有しておらず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しているため、同項に違反しない。

（注） 1 （え）欄及び（こ）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 （お）欄については、（か）欄に記載の決定時点における担当名としている。